

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約額	落札率	再就職の役員の数	備考
R 5 常総国道自動車レンタル単価契約	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常総国道事務所長 浜谷恒平 茨城県土浦市川口1-1-26	令和5年4月3日	(株)トヨタレンタリース茨城 茨城県小美玉市与沢1604-10	5050001001871	会計法 第29条の3第4項 予算決算及び会計令 第102条の4 第3項 本業務は、常総国道事務所において、官用車が使用不可能な場合に自動車をレンタルする業務である。 当事務所は、賃貸ビルに入居しており、専用駐車場がなく、運転者が車両から離れて一時的に駐車ができないことから、レンタカーの当該事務所敷地内での引き渡しが出来ないため、職員が向き店頭引渡しを要件としている。 また、契約の相手方としては、不測の事故防止（契約関係書類及び機材の運搬）や緊急時の対応を考慮し、事務所から徒歩5分前後で着できる業者であることが必要である。 契約の相手方は、当事務所から500mの距離に存在し、上記の条件を満たす唯一の業者であるため。	非公表	2,427,680	非公表	-	単価契約（契約単価×予定数量）
R 5 単価契約常総国道事務所不動産鑑定評価5E（その1）業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常総国道事務所長 浜谷恒平 茨城県土浦市川口1-1-26	令和5年4月12日	(株)宮本不動産鑑定事務所 茨城県猿島郡境町104-5	3050001013992	会計法 第29条の3第4項 予算決算及び会計令 第102条の4 第3項 本業務は、常総国道事務所が施行する道路事業に必要となる土浦市、つくば市、牛久市及び河内町内（主に住宅地域、商業地域、宅地見込地域、農地地域及びその他地域）並びに潮来市、行方市及び鉢田市内（主に住宅地域、農地地域及びその他地域）の評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものであり、当該業務の実行者は資格を有する不動産鑑定業者であることはもとより、対象地域の状況に精通し、豊富な経験を有する者である必要がある。 当該業者は、企画競争方式に基づき提出された企画提案書の審査の結果、総合的に優れていると評価したものであり、当該業務を実施するのに適切と認められたため。	非公表	9,123,400	非公表	-	単価契約（契約単価×予定数量）
R 5 単価契約常総国道事務所不動産鑑定評価5E（その2）業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常総国道事務所長 浜谷恒平 茨城県土浦市川口1-1-26	令和5年4月12日	神奈川鑑定 石井孝憲 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町284-8	-	会計法 第29条の3第4項 予算決算及び会計令 第102条の4 第3項 本業務は、常総国道事務所が施行する道路事業に必要となる土浦市、つくば市、牛久市及び河内町内（主に住宅地域、商業地域、宅地見込地域、農地地域及びその他地域）並びに潮来市、行方市及び鉢田市内（主に住宅地域、農地地域及びその他地域）の評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものであり、当該業務の実行者は資格を有する不動産鑑定業者であることはもとより、対象地域の状況に精通し、豊富な経験を有する者である必要がある。 契約の相手方は、企画競争方式に基づき提出された企画提案書の審査の結果、総合的に優れていると評価したものであり、当該業務を実施するのに適切と認められたため。	非公表	9,123,400	非公表	-	単価契約（契約単価×予定数量）